

聖学院大学公正な研究活動に関する行動規範

本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究者が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範をここに定める。

本学教職員は、「学校法人聖学院倫理綱領」及び「聖学院大学の理念」に示された倫理と理念に基づき、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

第1 教職員は、研究の実施、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規程等を遵守しなければならない。

第2 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告等の過程において、誠実に行動する。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存をルールに従って徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

第3 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、適正に取り扱う。また、他者の知的財産権に係るものに関しては、これを尊重し、守秘義務を遵守する。

第4 研究者は、教育、研究活動において、人種、性別、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

第5 研究者は、自らの研究、審査、評価等において、個人と所属機関又は異なる組織間の利益の相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

第6 不正行為の防止

教職員は、不正行為が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは行われたことを知ったときは、それを放置せず、適切な措置をとらなければならない。

2015年11月11日 学長決定